

滑川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第1期計画

平成30年3月

目 次

第1章 計画策定の背景	1
（1）地球温暖化とは.....	1
（2）地球温暖化対策をめぐる国内外の動向.....	1
（3）計画の法的な根拠.....	3
第2章 基本的事項	4
（1）計画の目的.....	4
（2）計画の期間.....	4
（3）計画の対象範囲.....	4
第3章 温室効果ガス排出状況	6
（1）排出量算出方法.....	6
（2）総排出量及び活動別排出量.....	8
（3）施設区分別排出量.....	10
（4）排出量の多い施設.....	11
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標	12
（1）目標設定の考え方.....	12
（2）街路灯 LED 化による削減見通し.....	12
（3）目標の設定.....	13
第5章 目標達成に向けた取組	14
（1）温室効果ガス削減に向けた基本方針.....	14
（2）職員の環境配慮行動.....	15
第6章 計画の推進・進行管理	17
（1）推進体制.....	17
（2）進行管理.....	18

第1章 計画策定の背景

(1) 地球温暖化とは

- 地球は、太陽エネルギーで温められる一方、その熱を宇宙空間に放出している。
- また、地球を覆う大気には二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスが含まれており、これらのガスが地表面から放出される熱を吸収し、地表面に再放出することで、地球の安定的な気温が保たれてきた。
- 地球温暖化とは、温室効果ガスの濃度が増加し、太陽からのエネルギーを放射、吸収するバランスが崩れ、大気や海洋の温度が上昇する現象のことで、その原因として、膨大な石油や石炭の燃焼など、人間の経済活動に伴い排出される温室効果ガスの増加が問題視されている。
- 近年では、大気や海洋の世界平均気温の上昇、極地や山岳での氷や氷河の減少、海面水位の上昇などが世界各地で観測されており、我が国においても猛暑日やゲリラ豪雨など、地球温暖化が原因と考えられる気象現象が増加傾向にある。

(2) 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向

①世界の動向

- 1992（平成4）年、リオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて、「気候変動枠組条約」が採択され、世界の国々が地球温暖化に取り組むための枠組みがつくられた。
- 1997（平成9）年、京都で開催された COP3（COP：国連気候変動枠組条約締約国会議）では「京都議定書」が採択され、2008（平成20）年から2012（平成24）年までの各国の温室効果ガス削減策として、法的拘束力のある数値目標が設定された。
- 京都議定書後の新たな枠組みについて議論が交わされる中、2014（平成26）年に IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次報告書が公表され、人間活動による地球温暖化の可能性が極めて高いとの見通しのもと、産業革命前からの気温上昇を2℃未満にするためには、低炭素エネルギーの割合を2050（平成62）年までに2010（平成22）年比で3～4倍にしていく必要性などが示されている。
- 2015（平成27）年にパリで開催された COP21 で「パリ協定」が採択され、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃未満とすること、全ての国が削減目標を5年ごとに提出、更新することなどが合意されている。

②我が国の動向

【これまで：京都議定書に基づく動向】

- 国では、「京都議定書」において、2012（平成24）年までに温室効果ガスを1990（平成2）年比6%削減する目標を定め、1999（平成11）年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）を施行、2005（平成17）年には「京都議定書目標達成計画」を定め、具体的な取組を進めてきた。
- 「京都議定書」の目標は、森林吸収量や排出量取引などを加味した結果、達成したが、その後の

東日本大震災以降の火力発電の増加などにより、温室効果ガス排出量は1990（平成2）年を上回る状況となっている。

【現在：パリ協定に基づく動向】

- 国では、「パリ協定」に先立ち、日本の約束草案として、「2030（平成42）年の排出量を2013（平成25）年比で26%削減」を国連事務局に提示し、新たな目標としている。
- 2016（平成28）年5月には、新たな目標の達成に向け「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」を閣議決定した。
- 「政府実行計画」では、国の事務及び事業に伴う温室効果ガスを、2013（平成25）年を基準として、2020（平成32）年までに10%削減する中間目標、2030（平成42）年までに40%削減する長期目標を定めている。

③滑川町の動向

- 町では、これまで「環境基本計画」などの環境に関する総合的な計画は未策定であったが、設備機器の更新等に際し、LED照明や太陽光発電の導入を図るなど、庁舎等の省エネルギー化に取り組んできた。
- 2016（平成28）年3月には、新たな町政の指針となる「第5次滑川町総合振興計画基本構想・前期基本計画」を策定し、『住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川』をまちづくりの目標に掲げ、環境関連施策については、自然と共生し、環境にやさしいシステムを構築することを目指し、計画に基づく体系的な施策を実行していくこととしている。
- 前期基本計画においては、地球温暖化に関する具体的な対応として以下の施策を位置付けており、町においては「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定するとともに、率先的な省資源、省エネルギー施策を展開していく必要がある。

【「第5次滑川町総合振興計画基本構想・前期基本計画」における地球温暖化関連施策】

■省資源・省エネルギー対策の推進

地球温暖化対策実行計画の策定を検討するとともに、省資源、省エネルギーへの取組を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減について総合的な取組を図ります。特に、自動車の排気ガスに含まれる窒素酸化物及び一酸化炭素の低減化と資源の有効利用を図るため、事業所等に対して低公害車の導入を啓発します。

■新エネルギー施策の推進

太陽光発電システム等の新エネルギー設備の町民への普及・啓発を図ります。

(3) 計画の法的な根拠

- 「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。）並びに地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合）に策定と公表が義務付けられている。

■地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項に基づき、毎年 1 回、事務事業編に基づく措置の実施の状況（「温室効果ガス総排出量」を含む。）を公表する必要があり、事務事業編には「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標を記載する必要がある。

■地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年 1 回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

第2章 基本的事項

(1) 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づき、本町における地球温暖化対策の推進を図るため、以下の目的を達成するよう努める。

- 町の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの削減目標と、目標達成に向けた具体的な削減策を定め、町の責務として着実な削減を図ることを目的とする。
- 本町職員一人ひとりの地球温暖化に対する意識を高め、日常の業務に際しての省エネルギー行動の実践を促すことを目的とする。
- 着実な温室効果ガスの削減につなげることで、町民や町内事業所に向けた率先的な模範を示し、環境にやさしい暮らし方や事業活動を広く町に普及することを目的とする。

(2) 計画の期間

- 本計画は、国の長期目標を見据え、本町における地球温暖化対策の初動を担う第1期計画として位置付け、計画期間は2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間とする。
- 2023（平成35）年度において、第1期目標の達成目標を検証・評価し、国の長期目標や社会情勢の変化等を踏まえつつ、新たな地球温暖化対策実行計画を策定する。

(3) 計画の対象範囲

①計画の対象とする活動及び温室効果ガス

- 滑川町の事務及び事業の内容を踏まえ、表2-1に示す活動及びそれに伴い排出される4種類の温室効果ガス（二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC))を対象とする。

表2-1 計画対象とする活動及び温室効果化ガス

活動区分	活動に伴い排出される温室効果ガス
燃料の使用	二酸化炭素 (CO ₂)
電気事業者から供給された電気の使用	二酸化炭素 (CO ₂)
自動車の走行	メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)
農業集落排水施設におけるし尿及び雑排水の処理※	メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)
自動車用エアコンディショナーの使用	ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)

※農業集落排水施設におけるし尿及び雑排水の処理（以下「農業集落排水の処理」という。）。

②計画対象施設

- 本計画では、庁内各課局においてエネルギー使用に関する管理を行っている表 2-2 の施設を対象とする。
- 町の事務及び事業に伴う排出量を把握する上では、原則的には、町の全ての施設を対象とする必要があるが、民間へ管理委託している施設など、エネルギー使用量の把握が困難なものについては、対象より除外することとした。
- なお、施設の管理及び運営、利用上の特性等を踏まえ、各施設を6区分にまとめ整理した。このうち庁舎、図書館、エコミュージアムセンター、総合体育館、総合運動公園においては、エネルギー使用の大部分を占める電気について一括契約をしているため、庁舎周辺拠点施設としてまとめ、エネルギー消費状況や温室効果ガス排出量について一体的に管理していくこととする。

表 2-2 計画対象施設

区分	施設名称	担当部局
庁舎周辺 拠点施設	庁舎・図書館・エコミュージアムセンター・ 総合体育館・総合運動公園	総務政策課 教育委員会事務局
学校・子育て 支援施設	滑川中学校	教育委員会事務局 教育総務担当
	宮前小学校	教育委員会事務局 教育総務担当
	福田小学校	教育委員会事務局 教育総務担当
	月の輪小学校	教育委員会事務局 教育総務担当
	滑川幼稚園	教育委員会事務局 幼稚園担当
	宮前地区子育て支援センター	健康福祉課 福祉担当
	福田地区子育て支援センター	健康福祉課 福祉担当
	月の輪地区第1子育て支援センター ※	健康福祉課 福祉担当
	月の輪地区第2子育て支援センター	健康福祉課 福祉担当
	月の輪地区第3子育て支援センター	健康福祉課 福祉担当
	月の輪地区第4子育て支援センター	健康福祉課 福祉担当
その他 行政施設	コミュニティセンター	総務政策課 企画調整担当
	保健センター	健康づくり課 健康づくり担当
	文化スポーツセンター	教育委員会事務局 生涯スポーツ担当
	文化財資料収蔵庫	教育委員会事務局 文化財保護担当
	文化財整理室	教育委員会事務局 文化財保護担当
	つきのわ駅自動交付機	町民保険課 町民担当
公園等	森のオアシス	建設課 都市計画担当
	第2ポケットパーク	建設課 都市計画担当
	都第一公園	建設課 都市計画担当
	月輪球場	建設課 都市計画担当
	土塩球場	建設課 都市計画担当
	マレットゴルフ場	健康福祉課 高齢者福祉担当
上下水道	農業集落排水処理施設（4施設）	環境課 下水道担当
	下水道（マンホールポンプ）	環境課 下水道担当
	上水道	水道課 施設担当
街路灯	街路灯	建設課 管理担当

※月の輪地区第1子育て支援センターは月の輪小学校に併設されているため、小学校での使用量の1.9%分を計上している。

第3章 温室効果ガス排出状況

(1) 排出量算出方法

①温室効果ガス排出量算出式

- 温室効果ガス排出量は以下の計算式に基づき算出した。

<算出式>

$$\text{温室効果ガスの排出量} = \text{排出原因活動の活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

②排出係数

- 各温室効果ガスの排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成 11 年政令第 143 号。）に基づき、下表のとおりとした。

表 3-1 二酸化炭素（CO₂）の排出係数（燃料の使用）

燃料	排出係数	
ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /L
灯油	2.49	kg-CO ₂ /L
軽油	2.58	Kg-CO ₂ /L
A重油	2.71	kg-CO ₂ /L
液化石油ガス（LPG）	3.00	kg-CO ₂ /kg
都市ガス※	2.16	kg-CO ₂ /m ³

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」より

※都市ガスは、請求書体積（全国で代表的な 15℃、1.02 気圧）を標準状態に換算するため、ガイドラインに示される参考値を用いている。

表 3-2 二酸化炭素の排出係数（電力会社から供給された電気の使用）

電気事業者 \ 年度	排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)			
	H25	H26	H27	H28
東京電力	0.525	0.531	0.505	0.500

注) 電気の排出係数は、施行令に基づき、経済産業省及び環境省が公表する電気事業者別の排出係数のうち、実排出係数（調整前）を用いている。

また、施行令では、電気事業者から提供された電気使用による排出量の算出においては、前年度の係数を用いることとされており、本計画においても前年度係数を用いている。

表 3-3 メタン (CH₄)・一酸化二窒素 (N₂O) の排出係数

		排出係数				
		メタン		一酸化二窒素		
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	0.00001	kg-CH ₄ /km	0.000029	kg-N ₂ O/km
		乗用車 (定員 11 名以上)	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000041	kg-N ₂ O/km
		軽自動車	0.00001	kg-CH ₄ /km	0.000022	kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000039	kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km	0.000026	kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	0.000011	kg-CH ₄ /km	0.000022	kg-N ₂ O/km
		特種用途車	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000035	kg-N ₂ O/km
	軽油	普通・小型乗用車	0.000002	kg-CH ₄ /km	0.000007	kg-N ₂ O/km
		乗用車 (定員 11 名以上)	0.000017	kg-CH ₄ /km	0.000025	kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km	0.000014	kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.0000076	kg-CH ₄ /km	0.000009	kg-N ₂ O/km
		特種用途車	0.000013	kg-CH ₄ /km	0.000025	kg-N ₂ O/km
	農業集落排水の処理		0.59	kg-CH ₄ /人	0.023	kg-N ₂ O/人

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」より

表 3-4 フロン (HFC) の排出係数

	排出係数
カーエアコンの使用 (HFC-134a)	0.01 kg-HFC/台・年

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」より

③地球温暖化係数

- 温室効果ガスの二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a) は、表 3-5 の地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素排出量に換算している。

表 3-5 地球温暖化係数

温室効果ガス	係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,430

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」より

(2) 総排出量及び活動別排出量

- 町の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度 2013（平成 25）年度から 2016（平成 28）年度までに 43,173kg-CO₂ 減少し、3.5%減となっている。
- 活動別の温室効果ガス排出量をみると、施設の電気使用による排出量が特に多く、2016（平成 28）年度の総排出量に占める割合は 85.7%となっており、基準年度以降、2015（平成 27）年度まで減少が続いたが、2016（平成 28）年度は前年度よりも増加している。
- 電気の排出係数と使用量の関係をみると、排出係数は 2014（平成 26）年度以降、減少傾向が続いているが、電気使用量は 2014（平成 26）年度以降、増加傾向が続いている。
- 施設の燃料使用の 2016（平成 28）年度総排出量に占める割合は 6.7%であり、その内訳として灯油及び LPG の割合が高く、推移をみると LPG 及び都市ガスの使用の増加が目立っている。
- 公用車の使用の 2016（平成 28）年度総排出量に占める割合は 4.9%であり、基準年度以降は減少傾向となっている。
- 農業集落排水の処理の 2016（平成 28）年度総排出量に占める割合は 2.8%であり、基準年度以降は減少傾向となっている。

表 3-6 活動別温室効果ガス排出量（年度別）

		排出量(kg-CO ₂)				構成比				増減率(対H25)			
		H25	H26	H27	H28	H25	H26	H27	H28	H26	H27	H28	
施設運営	燃料の使用	ガソリン	535	391	462	536	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-26.9%	-13.6%	0.2%
		灯油	69,466	70,983	53,309	64,240	5.7%	5.8%	4.6%	5.4%	2.2%	-23.3%	-7.5%
		軽油	108	0	155	23	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-100.0%	43.5%	-78.7%
		LPG	1,139	1,248	10,316	14,318	0.1%	0.1%	0.9%	1.2%	9.6%	805.7%	1157.1%
		都市ガス	120	133	162	238	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.8%	35.0%	98.3%
	小計	71,368	72,755	64,404	79,355	5.8%	6.0%	5.5%	6.7%	1.9%	-9.8%	11.2%	
	電気の使用	1,057,454	1,044,942	1,008,802	1,012,926	86.3%	86.0%	86.5%	85.7%	-1.2%	-4.6%	-4.2%	
計	1,128,822	1,117,697	1,073,206	1,092,281	92.1%	92.0%	92.0%	92.4%	-1.0%	-4.9%	-3.2%		
公用車使用	燃料の使用	ガソリン	35,624	33,238	29,699	32,723	2.9%	2.7%	2.5%	2.8%	-6.7%	-16.6%	-8.1%
		軽油	23,664	26,338	27,082	22,130	1.9%	2.2%	2.3%	1.9%	11.3%	14.4%	-6.5%
	小計	59,288	59,576	56,781	54,853	4.8%	4.9%	4.9%	4.6%	0.5%	-4.2%	-7.5%	
	自動車走行	2,035	1,908	1,856	1,955	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	-6.2%	-8.8%	-3.9%	
	カーエアコンの使用	712	712	709	777	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.4%	9.1%	
計	62,035	62,196	59,346	57,585	5.1%	5.1%	5.1%	4.9%	0.3%	-4.3%	-7.2%		
農業集落排水の処理	34,912	34,653	34,113	32,730	2.8%	2.9%	2.9%	2.8%	-	-	-		
総排出量	1,225,769	1,214,546	1,166,665	1,182,596	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-0.9%	-4.8%	-3.5%		

注) 排出量は少数点以下、構成比及び増減率は%の少数点 1 位以下を四捨五入し表示しており、合計値が合わない場合がある

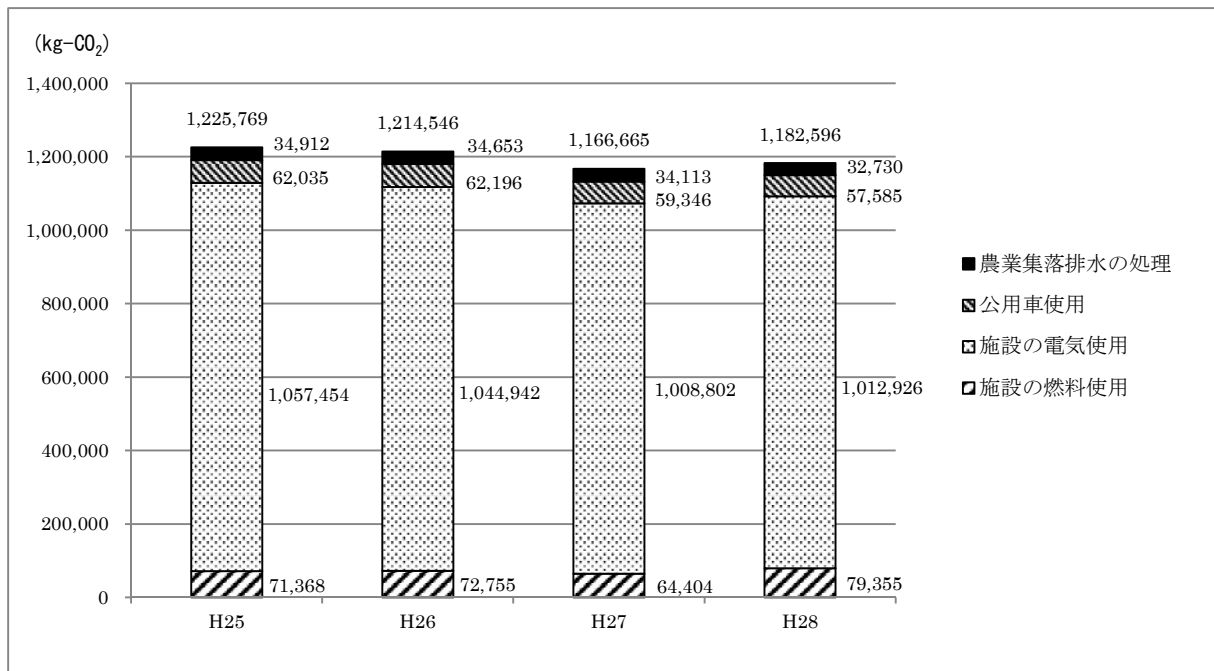


図 3-1 活動別温室効果ガス排出状況（年度別）

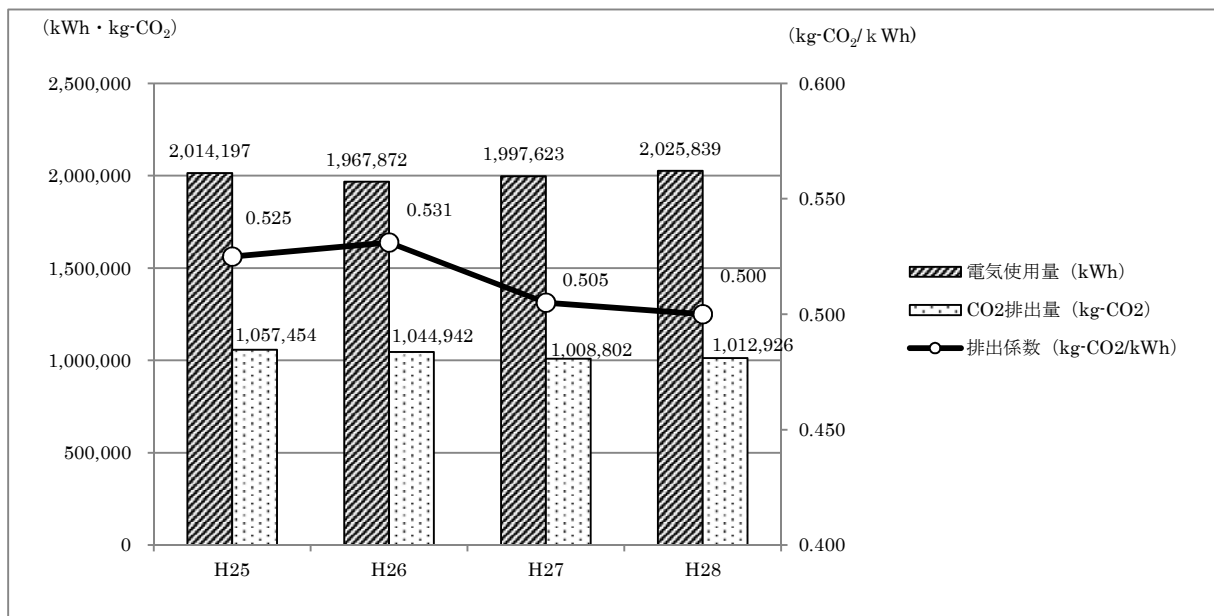


図 3-2 電気の使用量・排出係数・排出量の関係（年度別）

(3) 施設区分別排出量

- 施設区分別では、各年度において庁舎周辺拠点施設、学校・子育て支援施設及び街路灯の排出量が多くなっており、2016（平成 28）年度の総排出量に占める割合をみると、学校・子育て支援施設が 26.0%、庁舎周辺拠点施設が 25.1%、街路灯が 23.1%と、3施設で 74.2%を占めている。
- このうち、学校・子育て支援施設は、基準年度以降、増加傾向にあり、2016（平成 28）年度は基準年度排出量に対し 5.9%増となっている。
- 一方、庁舎周辺拠点施設は、2015（平成 27）年度まで減少傾向にあったが、2016（平成 28）年度はやや増加しているものの、基準年度排出量に対して 8.7%減となっている。
- 街路灯は、2014（平成 26）年度以降、減少傾向が続き、基準年度排出量に対し、4.8%減となっている。
- その他行政施設の 2016（平成 28）年度の総排出量に占める割合は 13.8%であり、2015（平成 27）年度に減少したが、2016（平成 28）年度は大きく増加し、基準年度排出量に対し 3.1%増となっている。
- 上下水道の 2016（平成 28）年度の総排出量に占める割合は 11.2%であり、基準年度以降は減少傾向が続いており、基準年度排出量に対し 11.8%減となっている。
- 公園等の 2016（平成 28）年度の総排出量に占める割合は 0.7%とごくわずかであるが、総体的には大幅な減少傾向にあり、基準年度排出量に対し 38.7%減となっている。

表 3-7 施設区分別温室効果ガス排出量（年度別）

	排出量(kg-CO ₂)				構成比				増減率(対H25)		
	H25	H26	H27	H28	H25	H26	H27	H28	H26	H27	H28
庁舎周辺拠点施設	325,313	321,794	295,892	297,062	26.5%	26.5%	25.4%	25.1%	-1.1%	-9.0%	-8.7%
学校・子育て支援施設	290,227	295,810	306,854	307,367	23.7%	24.4%	26.3%	26.0%	1.9%	5.7%	5.9%
その他行政施設	158,487	157,459	141,833	163,474	12.9%	13.0%	12.2%	13.8%	-0.6%	-10.5%	3.1%
公園等	14,446	10,177	12,175	8,856	1.2%	0.8%	1.0%	0.7%	-29.6%	-15.7%	-38.7%
上下水道	150,623	139,357	134,159	132,815	12.3%	11.5%	11.5%	11.2%	-7.5%	-10.9%	-11.8%
街路灯	286,673	289,949	275,752	273,022	23.4%	23.9%	23.6%	23.1%	1.1%	-3.8%	-4.8%
総排出量	1,225,769	1,214,546	1,166,665	1,182,596	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-0.9%	-4.8%	-3.5%

注) 排出量は少数点以下、構成比及び増減率は%の少数点 1 位以下を四捨五入し表示しており、合計値が合わない場合がある。

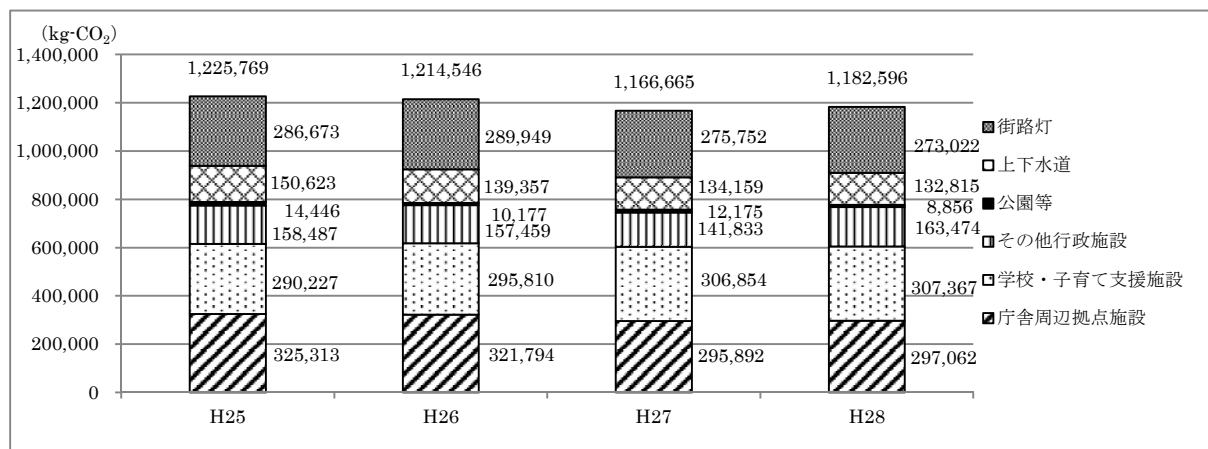


図 3-3 施設区分別温室効果ガス排出量（年度別）

(4) 排出量の多い施設

- ・滑川町では、排出量の多い上位 10 施設が総排出量の 95.6%を占めており、これら施設における温室効果ガスの効果的な削減が重要となっている。
- ・1位は、庁舎周辺拠点施設（庁舎、図書館、エコミュージアムセンター、総合体育館、総合運動公園）であり、特に施設の電気使用による排出量が多く、また、公用車使用による排出量もそのうちの 11.8%を占め、照明の LED 化及び空調設備の効率化並びに公用車の効率的な運行等が求められる。
- ・2位は街路灯であり、全て電気使用による排出量となっているが、今後、照明の LED 化が予定されており、消費電力及び排出量の削減が見込まれる。
- ・3位は農業集落排水処理施設（4施設）であり、施設の電気使用及び農業集落排水の処理となっているが、施設の性格上、利用の制限や利用者数の削減をすることは不適切であり、また、電気使用については、減少傾向が続いているが、天候に左右されるなど不確定な面もあり、今後も使用量の変化について注視していく必要がある。
- ・4位はコミュニティセンターであり、施設の電気使用及び燃料使用による排出量が多く、照明や空調設備、暖房等の効率化が求められる。
- ・5位は滑川中学校であり、特に電気使用による排出量が多く、また、月の輪小学校（6位）、宮前小学校（7位）、福田小学校（9位）も同様であり、照明や空調設備等の効率化が求められる。
- ・8位は滑川幼稚園であり、公用車の使用による排出量が多く、効率的運行や低公害車の導入等を検討していく必要がある。
- ・10位は保健センターであり、施設の電気使用による排出量が多く、照明や空調設備等の効率化が求められる。

表 3-8 排出量の多い上位 10 施設

	H28年度						順位	構成比	増減率 (対H25)
	排出量(kg-CO ₂)					計			
	施設の 電気使用	施設の 燃料使用	公用車 使用	浄化槽 処理					
庁舎周辺拠点施設	261,390	491	35,181			297,062	1	25.1%	-8.7%
街路灯	273,022					273,022	2	23.1%	-4.8%
集落排水	92,136			32,730		124,866	3	10.6%	-11.4%
コミュニティセンター	57,117	60,843				117,960	4	10.0%	7.9%
中学校	102,212	6,429	29			108,670	5	9.2%	2.8%
月の輪小学校	77,338	442				77,780	6	6.6%	0.8%
宮前小学校	43,619	6,265				49,884	7	4.2%	22.2%
幼稚園	7,308	3,009	20,303			30,620	8	2.6%	-2.7%
福田小学校	25,063	921	0			25,984	9	2.2%	15.1%
保健センター	21,868	46	1,428			23,342	10	2.0%	-14.6%

※コミュニティセンターの施設の燃料使用による排出量 60,843 のうち、60,731 が灯油の使用によるものである。

※滑川幼稚園の公用車使用による排出量 20,303 のうち、19,575 は自動車燃料（軽油）の使用によるものである。

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 目標設定の考え方

- 国では、「政府実行計画」において、国の事務及び事業に伴う温室効果ガスを、2013(平成 25)年度を基準として、2020(平成 32)年度までに 10%削減する中間目標、2030(平成 42)年度を基準までに 40%削減する長期目標を定めており、滑川町においても長期的には同目標に準じ、対応していく必要がある。
- しかしながら、滑川町は、国全体が人口減少基調にあるなか、今後も人口の増加が見込まれるなど、多くの自治体とやや異なる社会環境のもと、削減対策を検討していく必要がある。
- 当面の省エネルギー対策としては、街路灯の LED 化が予定されており、温室効果ガスの削減が見込まれるが、エネルギー消費の最も大きい庁舎においては、ハード面での省エネルギー対策は照明の LED 化や太陽光発電の導入など、既に実施済みであり、今後、設備更新等による大幅なエネルギー効率の向上等もあまり見込めない状況である。
- さらに、本計画は、町における初めての「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」であり、実効性のある目標を設定する上で、データや運用のノウハウなどにおいてまだ蓄積が乏しい状況である。
- したがって、本計画は、地球温暖化対策の初動を促すための助走期間として位置付けることとし、長期的な目標を見据えながら当初の5年間に於いて目指すべき町独自の第1期目標を設定し、着実な実績の積み上げの後に計画の改定を図り、次のステップにおいて、本格的な体制へと移行していくことを目指すこととする。

(2) 街路灯 LED 化による削減見通し

- 街路灯においては、照明の LED への転換が予定されており、それに伴い表 4-1 の温室効果ガスの削減効果が見込まれ、同削減量を加味した上で、目標値の設定を図るものとする。

表 4-1 街路灯 LED 化による削減見通し

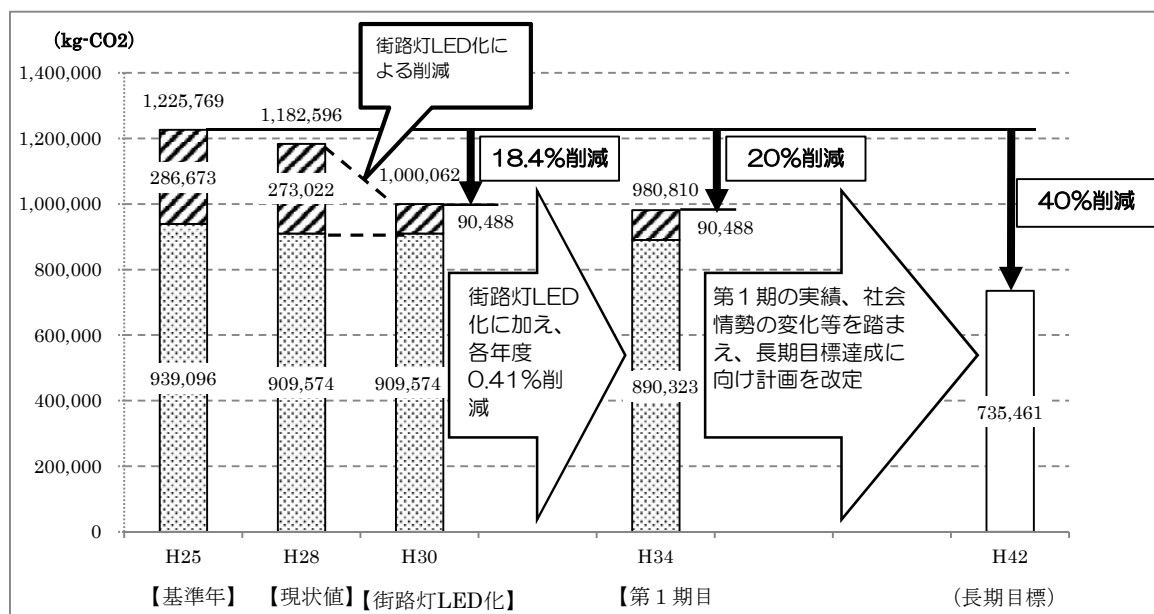
	電気使用量 (kWh)	排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	温室効果ガス		
			排出量 (kg-CO ₂)	削減量 (対H25) (kg-CO ₂)	削減率(対H25)
基準年度(H25)	546,044	0.525	286,673	-	-
現状値(H28)	546,044	0.500	273,022	13,651	4.8%
街路灯LED化	180,975	0.500	90,488	196,185	68.4%

注) 街路灯の電気使用量は、平成 28 年度の推計を元に導き出した照明灯の消費電力に年間点灯時間 4,000 時間を乗じ、算出している。

(3) 目標の設定

- 第1期の5年間に於いて、街路灯のLED化により基準年度排出量に対し18.4%の削減効果が見込まれ、それに加えた省エネルギー行動の徹底等により、「2022（平成34）年度に於いて2013（平成25）年度比で20%削減」することを第1期の目標とする。
- 20%削減を達成するためには、街路灯のLED化に加え、各年度に於いて基準年度比0.41%の削減を図る必要があり、同数値を街路灯以外の各施設区分における各年度の削減目標とする。

注）2018（平成30）年度に於いて2017（平成29）年度排出量を算出することとなっており、2017（平成29）年度排出量については、計画期間外であり、参考値として評価している。



注）第1期目標排出量は施設区分別目標を積み上げた値である。

図 4-1 第1期目標及びその後のシナリオ

表 4-2 施設区分別の第1期削減目標（年度別）

	実績排出量 (kg-CO ₂)		各年度削減目標		第1期目標 (H34)	
	基準年度 H25	現状値 H28	増減率 (対H25)	削減量 (kg-CO ₂)	排出量 (kg-CO ₂)	増減率 (対H25)
庁舎周辺拠点施設	325,313	297,062	-0.41%	1,334	290,393	-10.7%
学校・子育て支援施設	290,227	307,367	-0.41%	1,190	301,417	3.9%
その他行政施設	158,487	163,474	-0.41%	650	160,225	1.1%
公園等	14,446	8,856	-0.41%	59	8,560	-40.7%
上下水道	150,623	132,815	-0.41%	618	129,727	-13.9%
街路灯	286,673	273,022	-	-	90,488	-68.4%
全体	1,225,769	1,182,596	-	-	980,810	-20.0%

注）学校・子育て支援施設及びその他行政施設は、現状値（平成28年度）に於いて基準年度より増加しており、各年度0.41%の削減を図った場合の第1期目標の排出量は、学校・子育て施設で3.9%増、その他行政施設で1.1%増となる。

第5章 目標達成に向けた取組

(1) 温室効果ガス削減に向けた基本方針

町の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出状況を踏まえ、目標達成に向けた取組を進める上での基本方針は以下のとおりとする。

●各職員の着実な省エネルギー行動を強化する。

- 本庁舎では照明のLED化など、設備の効率化は既に進められており、一層の省エネルギーを進めるためには、空調設備の適切な温度設定や不要な照明の消灯など、職員一人ひとりのきめ細かな省エネルギー行動を徹底していく必要があり、全庁的な省エネルギー行動計画を定め、広く職員に普及啓発していくこととする。
- また、コミュニティセンターなど町民が利用する施設においては、利用者の省エネルギー行動を促すことも重要であり、各施設において、周知、広報等を積極的に行うこととする。

●高効率型の設備や機器を順次導入する。

- 照明や空調設備、給湯設備、OA機器等の更新に際しては、エネルギー効率を重視し、高効率型の設備や機器への転換を順次進めることとする。
- 特に白熱灯などのLED照明等への転換は、高い省エネルギー効果が得られるため、積極的に推進する。
- 公用車の更新に際しては、ハイブリッド車や電気自動車などへの転換を推進する。
- 大規模改修や新規施設の建設に際しては、外光採用やペアガラス等の断熱構造の採用、新エネルギーの導入など、環境配慮型の先進的な建築計画に努めることとする。

●エネルギー消費や排出状況の見える化を図る。

- 削減を効果的に進めていくためには、エネルギー消費や排出状況の見える化を図りながら、計画の進行管理を実施していくことが重要であり、本計画の推進に当たっては、各課局の推進委員との連携が必要不可欠である。

●長期的な対策を検討する。

- 庁舎周辺拠点施設は、電力消費量が多い公共施設が集積立地しており、現在、電気においては一括契約をしている。
 - これら施設については、集積立地のメリットを生かした集中管理システムなどの先進的な対策の導入も考えられ、将来的にはESCO事業※等による総合的な対策を検討していく必要がある。
- ※ESCO事業とは省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱費の削減分で補う事業である。

(2) 職員の環境配慮行動

第1期目標の達成に向けては、まず、以下の環境配慮行動について、広く職員に普及・啓発することとする。

また、省エネルギー化、省資源化やリサイクルなどの環境配慮行動も併せて努めることとする。

①省エネルギーに向けた環境配慮行動

●空調

- ・冷暖房温度の適正化（室温を冷房時 28℃、暖房時 18℃）に努める。
- ・夏季には日照を遮る工夫をするなど、空調の利用抑制に努める。
- ・冷暖房時には窓や扉を開放したままにしない。
- ・空調設備の定期的な清掃等、適正な管理に努める。

●照明

- ・不要な照明の消灯を徹底する。
- ・外光を有効利用し、照明の利用抑制に努める。
- ・時間外の照明点灯箇所は必要最小限とする。

●OA 機器

- ・省エネモードの利用等、こまめな節電に心がける。
- ・不在時は、主電源を切るよう心がける。

●公用車

- ・停車時のアイドリングストップ、急発進、急停車をしないなど、エコドライブを習慣化する。
- ・適正な燃費が維持されるよう、空気圧など定期的な点検を心がける。
- ・環境にやさしい自動車（ハイブリッド自動車や電気自動車など）を導入する。
- ・出張など可能な場合は、相乗りを心がける。

●その他

- ・夜間や休日など、使用しない電気機器の主電を切るよう心がける。
- ・エレベーターの利用を控え、階段を利用する。
- ・ノー残業デーを徹底する。
- ・クールビズ、ウォームビズを励行する。

②省資源等に向けた環境配慮行動

●用紙

- ・両面印刷や縮小印刷などを励行し、印刷枚数を削減する。
- ・会議資料等は印刷部数を最小化し、無駄な用紙を省く。
- ・庁内 LAN のメール掲示板などを活用し、紙の使用を削減する。
- ・用紙の再利用に努め、廃棄される用紙類を削減する。

●ごみの減量・再資源化

- ・廃棄物の分別を徹底する。
- ・備品や消耗品等の購入に際し、リサイクル製品などグリーン調達に努める。
- ・備品や消耗品等の購入に際し、簡易包装製品やリターナブル製品などの購入に努める。
- ・備品や消耗品等の購入に際し、使い捨て製品の購入を控える。
- ・使用済み封筒やファイリング用品などの再使用に努める。

●節水

- ・トイレや洗い物などで日常的な節水に努める。
- ・水道の水圧を調整し、水を無駄に流さないよう日常的な節水に努める。
- ・水道の水漏れ等に留意し、適切に管理を行う。

その他様々な省エネルギー化・省資源化の取組については、随時、職員からの提案等を受け入れ、普及に努めることとする。

第6章 計画の推進・進行管理

(1) 推進体制

本計画に基づく温室効果ガス削減対策を全庁的に推進するため、滑川町地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱に基づき、推進委員会、推進部会を設置し、組織的な取組を展開する。

■推進委員会（推進委員の役割）

- ・地球温暖化対策実行計画に関する策定及び推進
- ・地球温暖化対策実行計画に関する見直し
- ・地球温暖化対策実行計画に関する内容等の公表

■推進部会（推進員の役割）

- ・推進委員会からの意見に基づく調査、研究
- ・所属課局のエネルギー消費状況等の調査、報告
- ・地球温暖化対策に関する施策の提案

■事務局（環境課の役割）

- ・各課局エネルギー消費状況の収集、取りまとめ
- ・温室効果ガス排出量の算出
- ・地球温暖化対策に関する検討、情報収集、会議等の調整
- ・推進委員会及び推進部会の運営及び調整

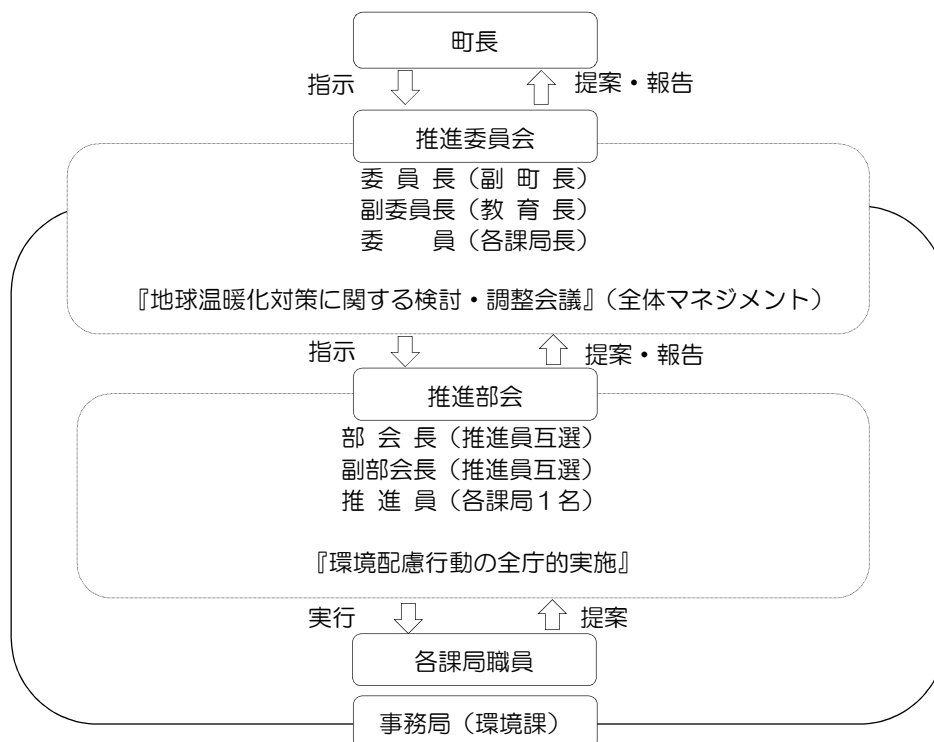


図 6-1 推進体制

(2) 進行管理

①進行管理の仕組み

推進委員会と推進部会及び事務局の連携のもと、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、毎年度の進捗状況の点検と評価の下、必要に応じて計画の見直し及び改善を図り、着実な温室効果ガスの削減に取り組むこととする。

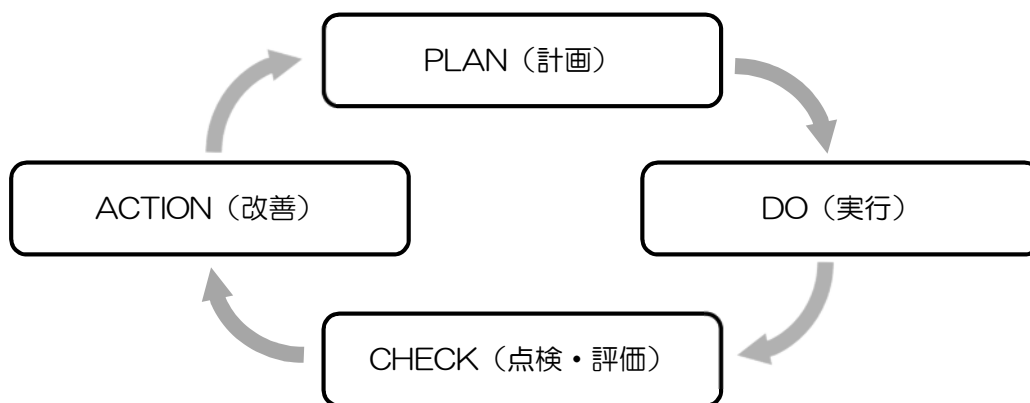


図 6-2 PDCA サイクル

②職員の環境配慮行動の実践 (DO)

推進委員会を通じ、本計画を各課局職員に周知徹底し、職員一人ひとりの環境配慮行動の実践を促す。

③点検・評価 (CHECK)

毎年度、エネルギー使用量の集計と温室効果ガス排出量の算出を行い、目標達成状況について評価する。

④改善 (ACTION)

点検・評価の結果を踏まえ、事務局及び推進委員会において改善策等を協議し、強化すべき取組等が生じた場合は、推進員を通じ、各課局職員に周知する。

⑤計画の見直し (PLAN)

本計画においては、5年間の計画期間を終えた 2023（平成 35）年度において、進捗状況を総括的に検証・評価し、また、町や社会の情勢変化等を踏まえた上で、計画の改定を図ることとする。

⑥実績の公表

地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項に基づき、毎年 1 回ホームページ等を通じて政策の実施状況について、住民にわかりやすい形で公表することとする。